

参考資料：県内先行自治体（熊本市）における事例の整理

目次

1	県内先行自治体（熊本市）での課題の整理について		1P
2	宿泊税導入自治体の事例の整理		
	（1）宿泊税の導入・運用における課題と利点について		2P
	（2）宿泊税導入による宿泊者客数への影響について		2P
	（3）税率の設定について		3～4P
	（4）課税免除について		5P
	（5）長期滞在者や観光目的以外での来訪者について		6P
	（6）民泊等小規模事業者に対する配慮について		7P
	（7）入湯税の改正について		8P
	（8）特別徴収義務者の事務負担の軽減について		9～11P

1 県内先行自治体（熊本市）での課題の整理について

■熊本県内で宿泊税を先行して進めている熊本市では下記の課題が示された。

- (1) 宿泊税の導入・運用に関する課題と利点について
- (2) 宿泊税導入による宿泊客数への影響について
- (3) 税率の設定について
- (4) 課税免除について
- (5) 長期滞在者や観光目的での来訪者について
- (6) 民泊等小規模事業者に対する配慮について
- (7) 入湯税の改正について
- (8) 特別徴収義務者の事務負担の軽減について

●上記に対して、先行自治体での分析を整理している。

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(1) 宿泊税の導入・運用における課題と利点について (n=9,複数回答)

⇒利点

- ・観光需要に対応するための安定的な財源が確保でき、より充実した観光振興施策の実施が可能となった(9団体)
- ・コロナ禍などの非常時に宿泊施設支援策に活用できる(1団体)

⇒課題

- ・特別徴収義務者に一定の事務負担が生じている(5団体)
- ・使途の明確化や検証が不十分(4団体)
- ・宿泊税に関する周知の不足(2団体)
- ・徴収事務が複雑でわかりにくい(1団体)
- ・宿泊事業者に金銭的負担が生じている(1団体)
- ・低価格帯の宿泊者の負担割合が大きい(1団体)
- ・課税免除の制度が複雑(1団体)
- ・一部の事業者から継続して反対の声が聞かれる(1団体)

(2) 宿泊税導入による宿泊者客数への影響について (n=9)

⇒影響はなかった(4団体)

⇒わからない(5団体)

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(3) 税率の設定について (n=6)

⇒税率の設定にあたり考慮された点

- 新たな観光振興施策を行うために必要となる規模の税収を確保できること
- 先行自治体の例を踏まえ、納税者にとって過重な負担とならないこと
- 宿泊事業者の事務負担軽減の観点から簡素な制度とすることが望ましいこと
- 課税の公平性の観点から、宿泊料金（担税力）に応じた税率設定も考慮すべきこと

⇒上記を踏まえて設定された税率の傾向

- 1人1泊当たりの基本税率（最低負担額）を 200円とする自治体が多い
- 宿泊料金（担税力）に見合った負担を求めるため、税率区分を設けている自治体が多い
- 宿泊者は一様に一定程度の行政サービスを享受しているため、応益性や公平性の観点から、免税点を設けていない

⇒現行の税率に課題があるか

- 低価格帯の宿泊者の負担が大きいとの意見もあり、現在対応を検討中（1 団体）

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(3) 税率の設定について (n=6)

宿泊税導入基礎自治体の税率設定の状況

課税団体	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
税率	①2万円未満:200円 ②2万円以上5万円未満:500円 ③5万円以上:1,000円 今後、高価格帯の宿泊料金に対しての宿泊税の改正を予定している。	①2万円未満:200円 ②2万円以上:500円	①宿泊料金の2% 道が宿泊税を導入するが、税制が異なるため、道に一定額を支払うことで、道の宿泊税の対象とならない予定。これに伴い町の宿泊税率を改正する予定	①2万円未満:150円 ②2万円以上:450円 県税として+50円を徴収	一律150円	①1万円未満:100円 ②1万円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:500円
～1万円	200円	200円	200円(1万円の場合)	150円	150円	100円
～1.5万円	200円	200円	300円(1万5千円の場合)	150円	150円	200円
～2万円	200円	200円	400円(2万円の場合)	150円	150円	200円
～5万円	500円	500円	1,000円(5万円の場合)	450円	150円	500円
5万円～	1,000円	500円	1,600円(8万円の場合)	450円	150円	500円

※基礎自治体はすべて宿泊料金による免税点は設けていない。

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(4) 課税免除について (n=9)

※R6以降導入団体はほとんどの団体で設定されている

⇒課税免除設定の検討にあたり考慮された点

- ・宿泊事業者の事務負担軽減のため、簡素な制度とすることが望ましいこと
- ・宿泊者は一定の行政サービスを享受していること
- ・修学旅行生や学校行事は教育活動の一環であり、公益性があること
- ・修学旅行生は将来にわたる観光客誘致につながるという見方ができること

⇒上記を踏まえた各都市の課税免除設定の傾向

- ・宿泊者が享受する行政サービスの受益の程度は旅行の形態に関わらず同等であること、宿泊事業者において、免除対象者の確認作業で事務負担が増えること等を勘案し、免除措置をもうけていない自治体が多い(6団体)

⇒現行の制度に問題があるか

- ・修学旅行生やキャンプ場を課税免除の対象にできないかとの要望を受けている(1団体)
- ・課税免除の対象範囲が広く複雑な制度となっているため、見直し年に検証を行いたい(1団体)

団体	京都市	倶知安町	長崎市
課税免除対象者	修学旅行その他学校業に参加する生徒、引率者等	・修学旅行その他学校行事に参加する生徒、引率者等 ・倶知安町内で職場体験を行う生徒等	修学旅行その他の行事に参加している者のほか、市長が必要と認める者

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(5) 長期滞在者や観光目的以外での来訪者について (n=9)

⇒配慮の必要性を検討した結果、一般観光客と同等の扱いとした (5団体)

- 来訪の目的に関わらず、行政サービスの受益の程度は同等であるため (5団体)
- 滞在の長短に関わらず、その期間に応じた量の行政サービスを受けているため (1団体)
- 目的や滞在期間によって取り扱いを変えることで制度が複雑になり、特別徴収義務者の負担も増えるため (1団体)
- 修学旅行生やビジネス客が利用するような施設の宿泊客には課税しないよう配慮し、免税点 (1人1泊1万円) を設けているため (1団体)

⇒検討しなかった (4団体)

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(6) 民泊等小規模事業者に対する配慮について（n=9）

⇒特別徴収に係る事務負担軽減のために配慮している事例があるか

- すべての自治体で、申告納入額が一定を超えない事業者に対し、特別徴収の事務負担軽減措置として、「申告特例制度」を設けている
- さらに、同一の特別徴収義務者が経営する宿泊施設について、一定の要件を満たす場合に合算申告を認めている自治体がある

申告特例制度・・・宿泊税の申告納入実績が一定の金額以下であるなど、規定の要件を満たす場合には、特別徴収義務者の事務負担軽減と効率化の観点から、申請により3ヶ月分をまとめて申告納入する特例制度

⇒従業員が常駐していない宿泊施設での徴収方法の事例

- 事前決裁（OTAサイト等）の際に、宿泊料金と合わせて徴収
- 施設内に設置した集金BOXにて回収
- 券売機

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(7) 入湯税の改正について (n=6)

⇒改正した(1団体)

※R6以降導入団体では改正し、税額を上げた1団体があるが、その団体以外は改正はしていない。

⇒検討した結果、改正しなかった(3団体)

- ・入湯税を廃止して宿泊税への一本化を検討したが、入湯税は本来課税すべきものとされているため、廃止は難しいという結論に至った(1団体)
- ・入湯税と宿泊税は、用途・目的・課税客体等が異なる点、また入湯税は住民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切であることから、制度改正は行わないこととした(2団体)

⇒改正しなかった(2団体)

事例	市町村						
自治体名	大津町	熊本市	京都市 (京都府)	倶知安町 (北海道)	福岡市 (福岡県)	北九州市 (福岡県)	長崎市 (長崎県)
入湯税制度	1人1日につき 150円	1人1日につき 150円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …70円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …50円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …50円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …30円
宿泊税導入に伴う改正	-	改正していない	改正していない	改正していない	改正 導入前は1人1泊につき 150円	改正していない	改正していない

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(8) 特別徴収義務者の事務負担の軽減について

⇒特別徴収交付金制度

※R6以降導入団体は全団体導入している。

京都市 (京都府)	倶知安町 (北海道)	福岡市・北九州市 (福岡県)	長崎市 (長崎県)	東京都	大阪府
宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金
納期内納入金額の3.0% (令和6年度以降は2.5%) 【交付上限額】 200万円	①すべて期限内に完納:納期内完納額の3.0% (令和6年度以降は2.5%) ②期限内に未納の月がある:納期内完納額の2.5% ③加算金を伴う増額更生:期限内完納額の1.5%	納期内納入額の3.0%(令和7年度以降は2.5%) 【交付上限額】 200万円 ※(令和2年度～令和6年度)期間内にすべて電子申告し、納期限までに納入する:さらに3.5%加算)	納期限内納入額の2.5% 【交付上限額】 50万円	納付された金額の2.5% 【交付上限額】 100万円	①すべて期限内に完納:納期内完納額の3.0% ②期限内に未納の月がある:納期内完納額の2.5% ③加算金を伴う増額更生:期限内完納額の1.5%

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(8) 特別徴収義務者の事務負担の軽減について

⇒システム整備費用への助成（長崎市では、特別徴収交付金のほかシステム整備費に特化した情勢制度を実施）

補助率制度名称	長崎市宿泊税システム整備費補助金
補助率・限度額	補助率：1/2 補助限度額：50万円
申請実績	39事業者/約200事業者
補助対象経費	宿泊税に伴って発生する既存のレジシステムの回収又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費 【整備対象列】 ・レジシステム改修 ・ソフトウェア購入 ・PC、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器 ・POSレジ、モバイルPOSレジ、宿泊税利用券売機

⇒長崎市以外の自治体がシステム整備への助成制度を設けなかった理由（n=8,複数回答）

- ・特別徴収の事務負担に対する交付金をシステム整備費用に充てることのできるため（8団体）
- ・当時はシステム化が一般的でなかったため（1団体）
- ・事業者からの要望がなかったため（1団体）

※R6以降導入団体はほとんどの団体で設定されている

2 宿泊税導入自治体の事例の整理

(8) 特別徴収義務者の事務負担の軽減について

⇒事務負担の軽減に関する特別徴収義務者からの意見（n＝9，複数回答）

- 特別徴収交付金の金額を上げて欲しい（3団体）
- 特別徴収交付金があり助かっている（2団体）
- 制度導入後5年間の特別徴収交付金引き上げ措置を延長して欲しい（1団体）

⇒特段意見はあっていない（4団体）